

内灘町屋内温水プール指定管理候補者選定委員会

令和2年10月21日(水) 16:30～

内灘町役場301・302会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 委員長・副委員長選出について

・委員長あいさつ

5 議件

- ① 指定管理者制度について(説明)
- ② 企画提案者からの内容ヒアリング
- ③ 企画提案書の審査・評価
- ④ 指定管理候補者の特定

6 閉会

内灘町屋内温水プール指定管理候補者選定委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者 (1号委員)	田村 暢熙	金沢医科大学名誉教授	
学識経験者 (1号委員)	田中 徹	商工会事務局長	
学識経験者 (1号委員)	桐山 一人	体育協会会長	
専門家 (2号委員)	森 眞一郎	行政書士 経営コンサルタント	
町職員 (3号委員)	上出 功	教育部長	

事務局

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
内灘町教育委員会教育部	上出 勝浩	文化スポーツ課長	
”	表 大吾	文化スポーツ課長補佐	
”	佐藤 鷹祐	文化スポーツ課主事	

○内灘町屋内温水プール指定管理候補者選定委員会設置要綱

平成二十二年六月二日

教委告示第一号

(目的及び設置)

第一条 内灘町屋内温水プールに係る指定管理候補者の選定を公平かつ適正に行うため、内灘町屋内温水プール指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、内灘町屋内温水プールに係る指定管理候補者の選定のため必要な事項を調査審議し、町長に意見を提出する。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験を有する者
 - 二 管理予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者
 - 三 町職員
 - 四 前三号に掲げる者のほか町長が適当と認める者
- 2 次に掲げる者は、委員になることができない。
- 一 指定予定施設に係る指定管理者に応募した団体(以下「応募団体」という。)の代表者又は役員
 - 二 応募団体と直接の利害関係にある者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、委員にふさわしくないと認められる者

(任期)

第四条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第二条の規定による町長に意見を提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長は委員長がこれにあたる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第七条 委員及び次条の規定により委員会に出席した関係者は、委員会の審査内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協力)

第八条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、教育部文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年三月三〇日教委告示第一号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月三一日教委告示第三号)

この告示は、令和二年四月一日から施行する。